

泉佐個審第9号
平成20年3月31日

泉佐野市長
新田谷 修司 様

泉佐野市個人情報保護審査会
会長 前田 徹 生

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成20年1月28日付け泉佐総総第2601号で諮問のあった「大阪府国民健康保険団体連合会との電子計算機の外部結合について」に係る泉佐野市個人情報保護条例第7条第3項の規定による外部提供禁止の例外事項について、下記のとおり答申します。

記

審議結果 承認

理由 電子計算機の外部結合については、泉佐野市個人情報保護条例7条3項で、「公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置がとられていると認められたとき」に例外的に認められると規定している。本件外部提供については、公益上の必要が認められ、また、市及び大阪府国民健康保険団体連合会において、必要な保護措置がとられていると認められる。

付帯意見 本件外部提供に係る個人情報は、心身に係る基本的な個人情報であることから、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、個人情報保護に万全の対策を講じられたい。

なお、システムの運用については、国保連合会と協議し、個人情報が適切に管理されるよう十分な対策を講じるとともに、次のような措置を講じ、個人情報の不用意な漏洩を防ぐとともに、係る情報の重要性の認識を高めることとされたい。

- 1 端末は、認証者が一定時間作業しなければ、ロックされるように設定すること。
- 2 端末画面は、正対しないと見ることができないようにすること。